

第6回 繊維製品における資源循環システム検討会
議事要旨

○日時：令和5年7月18日（火曜日）15:30～18:00

○場所：経産省会議室及びオンライン

○出席者：

<委員>新宅純二郎座長、鎌田安里紗委員、木村睦委員、筑紫圭一委員、中谷隼委員、福田稔委員、向千鶴委員、渡邊純子委員

※天沢逸里委員はご欠席

<オブザーバー>

消費者庁消費者教育推進課、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、一般社団法人天然繊維循環国際協会、一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会、一般社団法人日本ユニフォーム協議会、JSFA、日本化学繊維協会、日本繊維産業連盟、日本紡績協会

<プレゼンター>

堀 照夫 サステナテック株式会社 代表取締役

牛島 洋史 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人間拡張研究センター 副センター長

安田 雄志郎 東リ株式会社 技術開発部 カーペット開発グループ グループリーダー

奥田 理 株式会社 ニトリホールディングス SDGs 推進室 室長

池田 努 一般社団法人 日本寝具寝装品協会 専務理事

○議事概要：

（事務局より資料2、サステナテック株式会社より資料3、産業技術総合研究所より資料4、事務局より資料5、東リ株式会社より資料6、株式会社 ニトリホールディングスより資料7、一般社団法人 日本寝具寝装品協会より資料8、事務局より資料9を説明の後、自由討議。）

● 寝具のリサイクルの取組について

・使用済み寝具をすべて寝具に戻す循環は材料費が上がるため、消費者の理解が得られない。他方、寝具は回収量も多く、素材も単一であるため、リサイクル資源としては優位。

・各メーカーでは、回収した製品の中綿を取り出して洗い、再生するサービスに注力しているが、新品の安価な海外製品等とコスト面で競争。

・海外に製造拠点がある企業は、海外で再生品を加工し日本へ輸出。布団は年間を通じて需要のある商品ではないため、スポットでの製造が可能な海外の方が対応しやすい。

● タイルカーペットのリサイクルの取組について

・タイルカーペットのリサイクルを始めた契機は、生産過程で生じる端材、すなわち産業廃棄物を減らす試みから。タイルカーペットはバックিংと繊維で素材が分かれており、当初はリサイクル困難だったが、技術開発を経て、使用済みタイルカーペットもリサイクルが可能化。

・（廃棄物処理法に基づく）広域認定制度を活用し、市中から広く回収しようとしたが、当初はなかなか集まらなかった。ビルのディベロッパーやゼネコン等に働きかけた結果、徐々に集まっている。ただ、回収料を徴収しているので、産業廃棄物として処分した方が安い地域も存在。

- ・バージン材の価格が高止まりしているため、リサイクル材とのコスト差はほとんどない。バックキングと繊維を分けずに、そのまま粉碎する手法を用いることで、リサイクル材のコスト低下に寄与。

- ・バックキングと繊維を分けずにリサイクルする手法は、リサイクルが進むにつれて繊維とバックキングの混合が進み、易リサイクル性が低下するのではないかと懸念もあるが、実証実験において加工性や品質低下は認められていない。リサイクル品における廃材の配合率を調整することで懸念解消は可能。

- リペア等の製品の長寿命化について

- ・これまでの本検討会では繊維リサイクルについて議論を進めてきたが、リユースやリペアといった製品の長寿命化に対する取組も重要。フランスは、衣料品のリペアに関する支援制度を創設。我が国でも、こうした支援があれば、消費者の動機付けにもなるので、製品の長寿命化につながる。

- ・かつて縫製業に従事していた職人等が修理業を営む場合もあり、技術の振興という観点からも我が国の繊維産業にとって重要。また、長寿命化という観点ではクリーニングの活用も重要。

- 再生型製品について

- ・追加すべき論点として、「再生型」の製品をどう資源循環に組み込んでいくか。人間の生産活動によって、地球環境は限界を超えており、ただ資源循環させるのではなく、環境を再生させる取組も重要。例えば、再生型コットンは、再生型農法を用いてコットンを栽培することで、土壌の再生力を上げて吸収できる炭素量を増やす取組。CO2 排出や水消費の観点から議論を進めてきたが、今後はこうした議論も必要。

- 最近の欧州等における動向について

- ・先月、OECD 多国籍企業ガイドラインが改訂され、環境 DD の強化、特にサーキュラーエコノミーの重要性も記載され、人権 DD とともに今後重要になる。環境配慮設計ガイドラインについては、OECD での議論も踏まえて策定していくことが必至。

- ・EU「Transition pathway for the Textiles ecosystem」では、「70%はEU域外からの輸入であることから、EU域内での取組を強化するだけでなく、域外製品について関税等の措置を進めることが重要。また、開かれた公正な貿易の観点から、貿易相手国における社会環境規制を推進するために自由貿易協定の活用が望まれる」とされており、今後、我が国への影響はますます大きくなり、国際的な協調が重要。

- ・サーキュラーエコノミーへの移行のためには、強制力のある法規制が重要な役割を持つとされ、我が国においても、そういった点を視野に入れながら検討を進めるべき。

- ・ソーシャルダイメンション（サーキュラーエコノミーへの移行がもたらす、雇用の量・質等の労働条件に及ぼす社会的影響）の観点から、使用者と労働者との社会的な対話も踏まえていく必要。

- ・サーキュラーエコノミーへの移行に当たり、労働者にはデザインや技術の開発、分別・リペア等のリスキリングが必要。

- 資源循環システム構築に向けた LCA の在り方について

- ・製品回収を行うと CO2 排出量が増えてしまうとの懸念には、製品の廃棄までの CO2 排出責任を有している前提で LCA を行い、回収分を減らすことで解消できる。ただし、他社製品の回収等も行う場合は CO2 排出量が増えてしまうので、リサイクルの取組を大きくしていくには、何らかの対策が必要。

- ・LCA 業界に繊維産業の専門家が不在なため、LCA 人材を育成すべき。

- 取りまとめの方向性について

- ・検討会の議題には、人権 DD についても論点があったと認識しており、とりまとめに盛り込むべき。

・「専ら物」や「広域認定制度」といった法制度に関する議論も盛り込むべき。特に「専ら物」については、環境省で今後調査を行うとしており、その点も盛り込むべき。

・染色については、現状大量の水を必要とする工程となっているので、水消費や排水処理の観点と絡めて記載すべき。

・欧州で検討が進んでいるエコラベルも検討すべき。

・回収した製品の中には、自社で処理できる素材と、処理できない素材が企業毎に存在し、こうした部分技術をうまく合わせないと、社会システムとして機能させることは難しい。製造段階で易リサイクル性を考慮した設計を行うことや回収の際の運送コスト等も踏まえ、出口戦略を見定めながらシステム構築を行っていく必要。

以上